

鼎談「被害者支援のこれまでとこれから」

諸澤英道 元常磐大学学長（被害者学）
鴻巣たか子 交通事件遺族
犯罪被害者団体ネットワーク ハートバンド 運営委員
渡邊保 殺人事件遺族
新全国犯罪被害者の会（新あすの会）副代表幹事

初めに「被害者支援のこれまでとこれから」と題しまして、3人の方にお話しいただきます。元常磐大学学長でいらっしゃいます諸澤英道様、被害者が創る条例研究会世話人の鴻巣たか子様、渡邊保様です。

鴻巣様は、交通事故でご長男を亡くされているご遺族で、犯罪被害者団体ネットワーク「ハートバンド」の運営委員でいらっしゃいます。渡邊様は、殺人事件でご長女を亡くされているご遺族で、新全国犯罪被害者の会「新あすの会」の副代表幹事でいらっしゃいます。それでは、よろしく願いいたします。

渡邊： まず最初に諸澤先生にお伺いしたいんですけども、被害者の権利、それとそれを守るための法律でそれを規定する意味、その辺についてご説明いただきたいと思います。

諸澤： 時間がないので、ごく手短にご説明いたします。一番大事なことは、今日、私たちがこうやって議論しようとしております犯罪被害者の問題は、実は権利の問題だということなんですね。一言でいえば、この権利がちゃんと日本の中で守られているかどうかということ、あらためて今日、皆さんとともに考えたいと思っております。

日本で被害者のことが注目されるようになったのは、おそらく阪神・淡路大震災で、1990年代の中ごろですから40年たっているんですね。それから、1985年に三菱重工ビル爆破事件というのがあって、これは大きく報道され、日本の法律が整備してないということが、特にマスコミを中心に議論された時期です。このころから世の中で日本の法律制度が果たしてちゃんとできているんだらうかということに関心を持つ人が出てきたと思います。実際に動くのは残念ながら、被害者たちが集まって「あすの会」というのをづくり、いろんな運動をしてきました。時間がないので、これは全部、省略しますけれども。ここにいらっしゃる渡邊さんも重要なメンバーの1人なんですけれども、その「あすの会」が頑張って署名を集めて政府に働きかけて基本法や基本計画を作らせた、これは「作らせた」と私はぜひ言いたいんですね。作ってもらったのではなくて、国はやるべきことをやらなかったんだから、被害者たちが何十万という署名を集めてやらせた、これがおそらく現在のスタート点だろうと思っています。

時間がないからあとは省略しますが、欧米は第二次世界大戦が終わってすぐ、こういう問題に取り組んでいます。第二次世界大戦って戦争をやりましたから安全というのが大事なキーワードで、安全を守るためには2つ大きい問題があって、戦争をやらない、もう1つが実は犯罪をなくす。安全保障会議と犯罪防止会議という2つの大きな会議がある。私は、犯罪防止会議のほうでずっとやってきましたけど。そういう流れの中で多くの国が憲法に被害者の権利を明記するようになってきています。私たちも今後、日本の中でもう少し声を上げて、政府に働きかけて、「犯罪被害者の権利を守るために憲法を変えてくれ」と、「少なくとも今の基本法では不十分だ」というようなことを、声を上げていただきたいし、それを考えるいい機会になればいいなということです。ちょっと長くなりました。

渡邊： ありがとうございます。

鴻巣： 諸澤先生に伺わせていただきたいんですけど、私は覚せい剤常習者が運転する車で長男を亡くしたんですね。加害者の刑事裁判のときに、刑事裁判は被害者の権利を守るためではなくて国の秩序を守るためにあるんだということを知りました。また、「なぜ危険運転致死傷罪で起訴してもらえないんですか」と尋ねると、被害者を支援する弁護士さんが「今、判例を作っているところなので、無理です」というふうに言われて、法律は被害者を守ってくれないのだと知って愕然といたしました。なぜ日本では被害者のための司法がなかなか根付かないのでしょうか。簡単に教えていただけると、ありがたいです。

諸澤： これも非常に大きな問題なんですね。いろんなことを言わなきゃいけないんですけど、私は日本人のメンタリティというか、あるいは儒教の影響が非常に大きいと思っています。日本人の中に、ちゃんとした生活をしていれば被害になど遭うわけがないと思っている人が圧倒的に多い、多過ぎる。犯罪被害の多くは、ちゃんとした生活をしていても、規則正しい、そしてやるべきことをやって、自分の生活を守って、家庭を守ってやっている人でも、ある日突然、事件に巻き込まれる、これが犯罪の被害なんですね。多くの人の意識を変えてもらう必要がある。そういう意味でいうと、今日もマスコミが何社か来ていますけれども、特に世間に影響を与えるような立場の皆さん方、そしてそれを後押しするような形でマスコミがいい報道をしてくださるといいなと思っています。

渡邊： 被害者の権利という観点でいくと、私が非常にこれは不合理だなと思ったのは、今日、おいでいただいている泉さん、衆議院議員のときに議員立法で犯罪被害者等基本法、これを成立させていただきました。ただ、途中までは基本法ではなくて支援法という名前で頑張っている先生方がいたそうなんです。それを最後の最後に「あすの会」のほうで基本法にひっくり返したという形で、まだまだ犯罪被害者の権利というのは非常にないがしろにされてきた。その顕著な例が、私が事件に遭った2000年10月、このころは犯罪被害者支

援なんていう言葉は国にも自治体にも警察にも、ほとんどなかったような気がします。全く放っておかれて、何でも自分で全てやらなきゃいけないというふうにして、一生懸命生きてきたという記憶があります。ですから、そういう意味では「自治体から支援が受けられるんだ」という話を後になって聞くんですけれども、これは絶対に広げなきゃいけないという思いで、今、この条例研究会の活動に全力を挙げているというところです。もちろん新全国犯罪被害者の会、こちらのほうも権利を守るという点では大切な活動ですし、それから「あすの会」が解散した後、「犯罪被害者の会にじの会」という会をつくって、そちらのほうも被害者同士が集まって話をして、意見交換をして、なごむ会にしたいということで、そういう被害者の団体、これの活動を今も一生懸命やっております。

鴻巣： ありがとうございます。最後に私ども条例研究会が目指しているものについて、諸澤先生、渡邊さん、それぞれからお聞かせいただけますでしょうか。

諸澤： 私も被害者が創る条例研究会という団体のメンバーの一員、顧問か何か分かりませんが、と、して、ずっと最初からお付き合いしてきています。そして、皆さんと一緒に各地でいろんな催し物に参加したりしてきました。A という町に住んで B という町に働きに行くとか、C という町の学校に通うとか、D という町で買い物をするとか、いろいろあるとは思いますが、ですから、自分の住んでいる町だけではだめなんですね。どの町へ行っても日本の中であれば同じように支援が受けられる、これがあるべき姿です。ということになると、千七百四十いくつある市町村全てに、こういう制度・条例等を作っていただく必要がある。もちろん国や都道府県は当たり前ですけども、市町村に実際にそういう条例を作って、窓口をつくり、専門あるいは専任の担当者を張り付けるということをやってもらいたい。そのための活動は、まだまだ道半ばなんだろうと思っています。

鴻巣： 渡邊さん、お願いいたします。

渡邊： 私も最初の挨拶で申し上げましたけれども、どこで被害に遭っても、事件に遭っても、等しく支援が受けられる、そういう自治体になってほしいという思いがあります。そういう点からすると、東京都の区市町村の条例制定率は惨憺たるものです。神奈川も本当について最近まではあまり良くなかったんですけども、こここのところ非常に条例制定の動きが加速しています。ですから、そういう意味では首都・東京、一番事件が多い東京、ここがしっかりと被害者支援をやっていただきたいという思いがあります。ですから、被害者支援は私たちの仕事なんだということを自治体の方は認識していただいて、住民の保健・医療・福祉、これを提供するのは自治体の職員の方ですから、そういう観点で被害者支援をしっかりやっていただきたいという思いでいます。以上です。

鴻巣： ありがとうございます。私からは3つ挙げさせていただきたいと思います。1つ目は「すべてのまちに被害者条例を」、皆様に今日、お配りさせていただいておりますが、このタイトル通り全ての町に条例を作ることを目指して、これからも努力していこうと思っています。

それから、次はチラシを皆様のお手元に配らせていただいております。2枚チラシを入れさせていただきますが、ご覧いただけますでしょうか。私どもは、もちろん条例を作って、それを活用して、素晴らしい支援をしていただくこと、これが第一の目的ですけれども、2つ目は支援して下さる方々に心を込めて寄り添っていただけるように、自治体の皆様、支援をして下さる支援センターの皆様、その他の方々に対して、研修プログラムを作成いたしております。そして、「YouTube」で公開しております。ぜひご覧いただきたいと思います。そして、周りの方にも勧めていただけると、ありがたいです。もう1つチラシを入れさせていただきますまして、そちらは出前講座、白黒で申し訳ないんですけども、私ども、自治体の窓口職員と被害者とがペアになって伺わせていただいたり、オンラインで研修をさせていただきます。ぜひご参加いただけたらと思います。

3つ目は夢のような話になるんですけども、今後、被害者の権利を守ること、そして被害者を支援するのは当たり前だというのが常識となっただきたいと思います。自然災害の被災者に対する支援は、先ほど諸澤先生がおっしゃいましたけれども、29年前の阪神・淡路大震災、そして2011年の東日本大震災を経験して、それを経まして本当に素晴らしく進んできたと思います。官民一体となって支援をされていると思うんですね。それに被害者支援もぜひ加えていただけたらと思っています。例えばテレビを見ておまして、被災者に対してはすぐに罹災証明書が発行されて、それに従って支援、いろいろなプログラムを受けることができるかと思うんですね。犯罪被害者に対しても事件・事故の証明書をいただけたら、それを提示すると、すぐにいろいろなプログラムを提供いただける、あるいはすぐに相談に乗っていただける、こういうことが実現するようにと心から願っております。絵に描いた餅にならないように努力をしていきたいと思っています。ただ、その第一歩としまして、まずは今の条例に従って、どんな支援ができるのか、それをこの後、一緒にご覧いただきたいと思います。これにて終了させていただきます。どうもありがとうございました。